別添

1	千音寺南ＩＣ	大治南ＩＣ	名古屋高速道路公社が管理する千音寺入口・出口
	名古屋西ＩＣ		
2	大治北ＩＣ	甚目寺南ＩＣ	―
3	甚目寺北ＩＣ	清洲西ＩＣ	―
4	清洲東第一ＩＣ	清洲東第二ＩＣ	名古屋高速道路公社が管理する清須入口・出口
5	平田ＩＣ	山田西ＩＣ（清洲ジャンクション方面への通行を除く）	―
6	山田東ＩＣ（楠ジャンクション方面からの通行を除く）	楠ＩＣ	名古屋高速道路公社が管理する楠入口・出口
7	松河戸ＩＣ	小幡ＩＣ	―
8	大森ＩＣ	引山ＩＣ	―
9	上社ＩＣ	上社南ＩＣ	―

企業年金基金清算結了公告

当企業年金基金は、令和７年３月28日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、確定給付企業年金法施行令第63条第２項の規定に基づいて公告いたします。

令和７年４月11日

東京都港区芝大門１丁目12番15号

ＮＯＫ第一企業年金基金

清算人　中山　貴仁

特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項後段の規定により公告する。

令和７年４月11日　滝沢市長　武田　　哲

１　当該建築物の所在

滝沢市後268番地557

２　所有者等が行うべき措置の内容

当該建築物の除却、敷地内残置物の撤去及び立木の伐採

３　措置の期限

令和７年５月22日

期限までに所有者等による措置が行われない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が、当該措置を講じることとする。

なお、所有者等が確知された場合は、当該措置に要した費用を徴収する。

４　動産等の取扱い

市長等が２の措置を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。動産等について権利等を主張しようとする者は、３の期限までに搬出し、又はその者を指定して保管し、若しくは引き渡すよう６の問合せ先へ通知すること。

５　滝沢市役所掲示場への掲示

この公告の内容の詳細については、滝沢市公告式条例第２条第２項に規定する滝沢市役所掲示場において掲示する。

６　問い合わせ先

滝沢市都市整備部都市政策課

電話　019―656―6542